令和７年度芽室町議会基本条例検証シート集計表

資料7-2

【検証結果の基準】
①条文に従いこれまでどおり取り組む
②改善・拡充に向け新たに取組を検討
③今回の検証をもとに条文を改正
④条文の表現や字句を整理
⑤その他

条　項		検証結果集計（単位：人）					条　文	取組状況・課題等	条例改正の必要性	分析評価	今後の取組み
		①	②	③	④	⑤					
第２条	基本理念	16	0	0	0	0	議会は、町民の代表としての負託と信頼に応え、大局的な視点から意思決定し、真の地方自治の実現に取り組みます。		なし		
		（記述） ② ③ ④ ⑤									
		16	0	0	0	0	２ 議会は、町政運営に関する監視、調査、政策形成及び提言機能を併せ持つ機関としての責任を果たします。	・政策サイクルの構築については課題の共有ができているので引き続き取り組む。	なし		
		（記述） ② ③ ④ ⑤									
		15	1	0	0	0	３ 議会は、予算及び決算をはじめとする町政に係る様々な事項に対し、議事機関としての責任を果たします。	・一部修正等の仕組み。 （一部疑問な事項でも全体決議としてみ見逃す） ・今年度議運では先進事務調査に行っているので引き続き決算審査からの政策サイクル構築にも取り組む。	なし		
		（記述） ②	・予算・決算特別委員会で。各款ごとに一旦休憩し、自由討議をし、一部修正等を見出し、その後の手続きを決める。								
		③ ④ ⑤									
		16	0	0	0	0	４ 議会は、広く町民の意思を把握し、町政に的確に反映させることを目的に、議員個々の資質を高め、議会機能の強化並びに活性化に取り組み、議会力及び議員力を強化します。				

条　項		検証結果集計（単位：人） ①	②	③	④	⑤	条　文	取組状況・課題等	条例改正の必要性	分析評価	今後の取組み
		（記述） ②							なし		
		③									
		④									
		⑤									
第３条	議会の活動原則						議会は、全ての会議を原則公開するとともに、民主的かつ効率的な 議会運営のもとに、次の活動を行います。				
		16	0	0	0	0	（１） 議事機関として、町政の重要事項について意思決定を行うこと。		なし		
		（記述） ②									
		③									
		④									
		⑤									
		15	1	0	0	0	（２） 町民の意思が的確に反映され、公正で民主的に町政が運営されているかを監視し、けん制すること。	・町民意思と施策・事業内容・目的等の乖離。	なし		
		（記述） ②	・町民に真の情報公開を模索する。								
		③									
		④									
		⑤									
		15	1	0	0	0	（３）議員相互間の自由かっ達な討議を通して意見を集約し運営すること。	・議員同士の討議で、相手の意見を否定することが難しい。	なし		
		（記述） ②	・討議にディベート要素を入れる								
		③									
		④									
		⑤									

条　項		検証結果集計（単位：人）					条　文	取組状況・課題等	条例改正の必要性	分析評価	今後の取組み
		①	②	③	④	⑤					
		16	0	0	0	0	（４）議決責任を深く認識するとともに、重要な事項についての議案を議決したときは、町民に対して説明すること。		なし		
		（記述） ② ③ ④ ⑤									
第５条	議長及び議員の活動原則						議長及び議員は、次に掲げる原則に基づき活動します。				
		16	0	0	0	0	（１）議長は、議会を代表し、公正で民主的かつ公平な立場において職務を行い、効率的な議会運営を行うこと。		なし		
		（記述） ② ③ ④ ⑤									
		16	0	0	0	0	（２）議員は、議員相互間の討議を重んじて活動すること。		なし		
		（記述） ② ③ ④ ⑤									
		16	0	0	0	0	（３）議員は、町政の課題全般について、町民の意思を的確に把握するとともに、自らの能力を高める不断の研鑽により、町民の代表としてふさわしい活動をすること。		なし		
		（記述） ② ③ ④									

条　項		検証結果集計（単位：人）					条　文	取組状況・課題等	条例改正の必要性	分析評価	今後の取組み
		①	②	③	④	⑤					
		⑤									
		16	0	0	0	0	（４）議員は、議会の構成員として公正かつ誠実に職務を遂行し、町民全体の福祉の向上及び豊かなまちづくりの推進を目指して活動すること。		なし		
		（記述） ②									
		③									
		④									
		⑤									
第16条	自由討議による合意形成	14	2	0	0	0	議会は、議員による討議の場であり、議員相互の討議を中心に運営します。	・討議に参加しにくい。	**検討**	**議員間討議の充実の必要性**	**議員間討議について改めて検証し充実を図る**
		（記述） ②	・自由討議は委員会ごとに分けるるなど、積極的に意見を述べ合う仕組みが必要。 ・自由討議手法の改善や本会議での自由討議なども検討する。								
		③									
		④									
		⑤									
		16	0	0	0	0	２ 前項の規定に基づき、本会議及び議会の諸会議への町長等に対する出席要請は、必要最小限に留めるものとし、議員間で活発な討議を行います。		**なし**		
		（記述） ②									
		③									
		④									
		⑤									
		15	1	0	0	0	３ 議会は、委員会における委員外議員が発言できる機会を保障します。		**なし**		
		（記述） ②	・自由討議に参加または発言できるかどうかは検討すべき。								
		③									
		④									
		⑤									

条　項	検証結果集計（単位：人）					条　文	取組状況・課題等	条例改正の必要性	分析評価	今後の取組み
	①	②	③	④	⑤					
	15	1	0	0	0	4　議会は、本会議及び委員会において、議員提出議案、町長提出議案及び請願並びに陳情等を審議し結論を出す場合には、議員相互の自由討議により議論を尽くして合意形成に努めるとともに、町民に対する説明責任を十分に果たします。		なし		
	(記述) ② ・自由討議を可能な限り会議中に行う。 ③ ④ ⑤									
	15	1	0	0	0	5　議員は、条例、意見書等の議案の提出を積極的に行うように努め、議員相互の討議により議論を尽くして合意形成を行います。	・簡素的な仕組みの構築が必要。	なし		
	(記述) ② ・事務局の役割強化。 ③ ④ ⑤									